

## 第11次周南市交通安全計画（案）に対する意見の概要と市の考え方

| No. | 項目   | 意見の概要   | 意見に対する市の考え方  |
|-----|--|---|--|
| 1   | <p>第2章<br/>2 推進<br/>上留意すべき事項<br/>(1) 交通社会を構成する<br/>三要素</p> | <p>「(1) 交通社会を構成する三要素」で「人間に係る安全対策」の記述があるが、市民個々の責任についての記述に終始し、「交通社会を形成する組織団体企業」に関する記述が抜け落ちている。</p> <p>「組織団体企業」への対応を明示する計画(案)へ再度検討し、計画(案)作成・再意見の募集をすべきである。</p>   | <p>組織団体企業に対しては、「第4章 施策の内容 3安全運転の確保 (2)安全運転管理」において、安全運転管理者制度を通じた道路交通法令の遵守、交通事故の防止を図ることとしていることから、原案のとおりとします。</p> |
| 2   | <p>第2章<br/>2 推進<br/>上留意すべき事項<br/>(1) 交通社会を構成する<br/>三要素</p> | <p>「交通機関に係る安全対策」について、「交通機関の安全対策は、人の移動や物の輸送のために利用される手段・設備に対して新技術を活用することにより、その構造、設備、装置等の安全性を高めるとともに、高い安全水準を常に維持させるための措置を講じ、更に必要な検査等を実施し得る体制を充実させる必要がある。」と、無意味に長文化している。</p> <p>「交通機関の安全対策は、各方面の新技術を活用することにより、高い安全水準を常に維持/更に高め、更に必要な検査等を実施する体制を充実させる必要がある。」で良いのではないか。</p> | <p>本計画は県の交通安全計画に基づき作成しております。</p> <p>いただいたご意見は今後の実施計画を作成する際の参考とさせていただきます。</p>                                   |

| No. | 項目   | 意見の概要   | 意見に対する市の考え方  |
|-----|--|---|--|
| 3   | <p>第2章<br/>2 推進<br/>上留意す<br/>べき事項<br/>(2) 今<br/>後5年間<br/>(計画期<br/>間)にお<br/>いて特に<br/>注視すべ<br/>き事項</p> | <p>「人手不足への対応」で「交通に関わる多岐に渡る分野・職種において人手不足の影響がみられ、自動化・省力化等の進展もみられる中で、安全が損なわれることのないよう、安全教育を徹底する等の取組を行う必要がある。」との記述となっているが、人手不足にどう対応するのか全く不明であるため、「人手不足への対応」を計画(案)に明示し、前述内容明示の計画(案)作成・再意見募集が必要と考える。</p> <p>(後述「安全が損なわれることのないよう、安全教育を徹底する等の取組を行う必要がある。」は、人手不足とは全く関係ない「行政として行うべき対応」となっている。)</p> | <p>当項目は注視すべき事項としての記載であり、人手不足の中での教育は、「第4章 施策の内容 1 交通安全思想の普及徹底」の中で交通安全教育の推進等によりに対応することとしていることから、原案のとおりとします。</p>                    |
| 4   | <p>第2章<br/>2 推進<br/>上留意す<br/>べき事項<br/>(2) 今<br/>後5年間<br/>(計画期<br/>間)にお<br/>いて特に<br/>注視すべ<br/>き事項</p> | <p>「先進技術導入への対応」として、「市行政」としてどの様に「先進技術導入」を行うのかの主体的記述が見受けられない。市行政として、交通安全のためどの様に先進技術を導入するつもりなのかの明示が必要と考えるため、前述内容明示の計画(案)作成・再意見の募集をすべきである。</p>  | <p>当項目は注視すべき事項としての記載であり、実際の対策としては「第4章 施策の内容 5 車両の安全性の確保」の項目において、先進技術の普及促進の取組の実施や技術に対する理解醸成を進める取り組みを実施することとしているため、原案のとおりとします。</p> |
| 5   | <p>第2章<br/>3 施策<br/>の方向<br/>(1) 交<br/>通安全思<br/>想の普及<br/>徹底</p>                                       | <p>「3 施策の方向」「(1) 交通安全思想の普及徹底」においては、「交通安全の根幹を成す自動車運転において多大な割合を占める業務運転領域」についての施策の記述が完全に抜け落ちている。</p> <p>「業務運転領域」への対応を明示する計画(案)作成をした上、再検討実施の計画(案)作成・再意見の募集をすべきである。</p>  | <p>業務運転については「第4章 施策の内容 3 安全運転の確保 (2) 安全運転管理の推進」の項目にて、関係機関・団体との連携により事業所の安全運転教育は補完されているため、原案のとおりとします。</p>                          |

| No. | 項目  | 意見の概要  | 意見に対する市の考え方  |
|-----|---|--|--|
| 6   | 第2章<br>3 施策<br>の方向<br>(2) 通<br>学路等<br>にお<br>ける<br>交<br>通<br>安<br>全<br>対<br>策<br>の<br>推<br>進     | <p>「通学路等における交通安全対策の推進」で、全国の通学路での交通事故の際には其の都度「ガードレールがあれば」「バス停留所の位置検討があれば」と言った指摘を耳にすることから、「教育」「指導」だけではなく、具体的道路環境整備を、総論であれ当該計画(案)に明示し、再検討実施の計画(案)作成・再意見の募集をすべきである。</p>  | <p>いただいたご意見は、具体的な施策検討の際に参考とさせていただきます。</p>  |
| 7   | 第2章<br>3 施策<br>の方向<br>(4) 救<br>助・救<br>急<br>活<br>動、<br>被<br>害<br>者<br>等<br>支<br>援<br>の<br>充<br>実 | <p>「(4) 救助・救急活動、被害者等支援の充実 交通事故が発生した場合に負傷者の救命を図り、被害を最小限に抑えるため、迅速な救助・救急活動の充実を図る。また、交通事故被害者等に対する支援の充実を図る。」の記述は、当案件より広範囲を管轄する案件で独自に扱う内容と感じる。</p> <p>(当計画(案)では内容を決められるものではなく、取り扱い計画(案)を明示するにとどめる内容と感じる。)</p>                            | <p>本計画は交通安全対策基本法第26条に基づく「山口県交通安全計画」に基づき策定するため、当該施策の方向は、原案のとおりとします。</p>   |
| 8   | 第3章<br>現状と課<br>題<br>1 現状<br>(1) 道<br>路<br>交<br>通<br>事<br>故<br>の<br>現<br>状<br>等                  | <p>「第3章 現状と課題」について、過去5年間だけの数値データの一部を表提示し、「下げ止まりの傾向で推移」「カーブにおいては、死者数の割合が高い」、との記述や過去5年間の数値のみで傾向を論じているが真偽判断しかねる。</p> <p>当該計画(案)は第11次であり、過去第1-10次までの数値データを傾向把握可能な図示/グラフ示した資料を添付の上、第11次計画(案)を提示すべきであるため、対応実施の上計画(案)について再意見募集すべきである。</p> | <p>第11次周南市交通安全計画における対策を策定するに当たっては、直近の交通事故状況から傾向を把握し各対策を講じる必要があります。その傾向については、交通事情の変化も鑑み、5年度程度が適当と考えデータを提示していることから、原案のとおりとします。</p> |

| No. | 項目  | 意見の概要   | 意見に対する市の考え方   |
|-----|---|---|---|
| 9   | <p>第3章<br/>現状と課題</p> <p>1 現状<br/>(1) 道路交通事故の現状等</p> | <p>「(1) 道路交通事故の現状等」の「展望」で「高齢化」「高齢者」を強調した記述となっているが、事故内容の詳細不明で当該展望が適切か把握できないため、「道路交通事故」データ詳細提示・データ再検討の上「展望」を再作成の上、計画(案)作成・再意見を募集すべきである。</p>   | <p>ご意見を踏まえ、高齢者の事故件数データを追加しました。また、「展望」に、「高齢者が第一当事者となった事故発生件数は減少傾向にあるものの、構成率としては、事故発生件数の2～3割の間で推移していること、また全体の交通事故死者数の半数を高齢者が占めている状況から、」を追加しました。</p> |
| 10  | <p>第3章<br/>現状と課題</p> <p>2 課題<br/>(1) 道路交通安全対策</p>   | <p>「本市における高齢化率は、令和3年4月1日現在、33.0%と、ほぼ3人に1人が65歳以上の高齢者である。このため、高齢者が安心して外出できる交通環境の整備が必要である。このため…」</p> <p>「一方、少子化が進展している中、安心して子供を産み、育てることができる社会を実現するためには、子供を交通事故から守る交通安全対策も重点的に取り組む必要がある。」当該記述は必要なのか。</p> <p>高齢化が推進しているから高齢者の安全確保を実施し、高齢者が少なければ高齢者は放置、少子化でなければ子供の安全は放置なのか。</p> <p>高齢化少子化等関係なく「すべての市民が安全安心に」と思える施策計画(案)文面作成をすべきであるため、再検討実施の計画(案)作成・再意見の募集をすべきである。</p> | <p>本計画については、全市民を対象として策定しておりますが、高齢化は中でも特筆すべき状況のため、細分化してお示ししております。原案のとおりとします。</p>   |

| No. | 項目                                   | 意見の概要  | 意見に対する市の考え方  |
|-----|--------------------------------------|--|--|
| 11  | 第3章<br>現状と課題<br>2 課題<br>(1) 道路交通安全対策 | <p>「生活道路における安全確保」にて、「横断歩道において自動車が一時停止しないなど、歩行者優先の徹底は未だなされていない。」との記述ある中、当該段落でそれ以降に「自動車運転手への対策」の記述見当たらない。</p> <p>当該段落、あるいは以降に「自動車運転手（を雇用する企業ほか組織）への安全確保対策」に関する記述が必要であるため、記述追加の計画(案)作成・再意見の募集をすべきである。</p>   | <p>自動車運転手に対しては、「安全な走行方法の普及等の対策を講じる」とし、安全確保対策を実施することとしていることから、原案のとおりとします。</p>                               |
| 12  | 第3章<br>現状と課題<br>2 課題<br>(1) 道路交通安全対策 | <p>「地域における道路交通事情等を十分に踏まえ、各地域に応じた生活道路を対象として、今後は生活道路において自動車の速度抑制を図るための道路交通環境の整備、交通指導取締りの強化、安全な走行方法の普及等の対策を講じるとともに、幹線道路を通行すべき自動車の生活道路への流入を防止するための対策等を推進していく必要がある。その他、地域住民の主体的な参加と取組が不可欠であり、対策の検討や関係者間での合意形成において中心的役割を果たす人材育成も重要な課題となる。このような取組を続けることにより、「生活道路は人が優先」という意識が市民に深く浸透することを目指す。」との内容において、「生活道路を生活道路と認識して利用しているか不明な企業車両」に対応する視点にかけている施策/文面と感ずる。</p> <p>当該箇所に限らず、「企業車両」に対する施策再検討が必要であるため、記述追加の計画(案)作成・再意見の募集をすべきである。</p> | <p>企業車両の課題に対する施策については、「第4章 施策の内容 3安全運転の確保 (2)安全運転管理の推進」の項目にて、関係機関・団体との連携により実施することとしていることから、原案のとおりとします。</p> |

| No. | 項目  | 意見の概要   | 意見に対する市の考え方  |
|-----|---|---|--|
| 13  | 第3章<br>現状と課題<br>2 課題<br>(2) 踏切道における交通安全対策 | <p>「踏切道における交通安全対策」の踏み切りについては、周辺住民・行政・事業者が個々踏み切りについて具体的に対策対応すべきであり、当計画（案）に記述必要とは思えないため、文面を再検討すべきである。</p>   | <p>当市においては、H29年以降は事故が発生していないものの、前計画期間中に1件の事故が発生したことを踏まえ、今後も踏切道における継続的な交通事故防止対策の実施が必要と考えることから、原案のとおりとします。</p> |
| 14  | 第4章<br>第1節<br>道路交通安全の安全                   | <p>図中「【留意事項】 交通社会を構成する三要素等」「【施策の方向】 交通安全思想の普及徹底等 4つの方向」について、「三要素」「4つの方向」を明示した図とし、上記記述追加の計画（案）作成・再意見募集をすべきである。</p>   | <p>当図については第4章で明示する箇所を強調するために限定的な記載としていることから、原案のとおりとします。</p>  |
| 15  | 第4章<br>第1節<br>道路交通安全の安全<br>1 交通安全思想の普及徹底  | <p>「超高齢社会が進展する中で、」については、記述不要である。</p> <p>「高齢者の交通安全の意識を向上させ、」については「向上に努め、」とすべきである。</p>  | <p>本計画は県の交通安全計画に基づき作成しております。</p> <p>いただいたご意見は今後の実施計画を作成する際の参考とさせていただきます。</p>                                 |
| 16  | 第4章<br>第1節<br>道路交通安全の安全<br>2 道路環境の整備      | <p>「(9) 自転車利用環境の総合的整備」「(10) 公共交通機関利用の促進」「(11) 災害に備えた道路環境の整備」当該案件、又当該案件の前後案件、当計画（案）は下位案件であり詳細は上位案件が計画施策実施と思われるため、関係計画・施策を明示すべきであり、記述追加の計画（案）作成・再意見を募集すべきである。</p> | <p>本計画は県の交通安全計画に基づき作成しております。</p> <p>いただいたご意見は今後の実施計画を作成する際の参考とさせていただきます。</p>                                 |

| No. | 項目   | 意見の概要   | 意見に対する市の考え方  |
|-----|--|---|--|
| 17  | 第4章<br>第1節<br>道路交通安全<br>の安全<br>3 安全<br>運転の確<br>保 | <p>「(1) 運転者への啓発」で「●運転者対策の推進運転者自身が安全意識を醸成するよう、交通安全運動期間を中心に啓発活動に取り組むとともに、無事故・無違反コンテストやテレマティクス技術を活用したエコドライブコンテスト等への参加を促進する。」との記述はあるが、「車両運転者を雇用している企業」に対する施策が不足しているため、企業関係の計画・施策を明示すべきであるため、記述追加の計画(案)作成・再意見の募集をすべきである。</p>                         | <p>いただいたご意見は、具体的な施策検討の際に参考とさせていただきます。</p>  |
| 18  | 第4章<br>第1節<br>道路交通安全<br>の安全<br>3 安全<br>運転の確<br>保 | <p>「ドライブレコーダー等の車載機器の普及促進に努める」の施策の具体的対応が不明である。</p> <p>この様な「個々人車両への装備設置」については本来国行政が対応すべきであり、その旨当該「計画(案)」に明示すべきであるため、記述追加の計画(案)作成・再意見の募集をすべきである。</p>   | <p>いただいたご意見は、具体的な施策検討の際に参考とさせていただきます。</p> <p>個々人車両への装備設置については、危険運転抑制の観点からも交通事故防止の一助となり、市として設置が必要と考えることから、原案のとおりとします。</p> |
| 19  | 第4章<br>第1節<br>道路交通<br>の安全<br>5 車両<br>の安全性<br>の確保 | <p>「(1) 車両の安全対策の推進」にて、先進技術を利用して運転者の安全運転を支援するシステムを搭載した先進安全自動車(ASV)の普及の促進、高齢運転者が自ら運転をする場合の安全対策として、安全運転サポート車の普及促進等の車両安全対策を推進、と記載があり、「促進」「推進」としているが、対策実施車両の購入は個々人に任されている中どう対応車両普及を「促進」「推進」するのか全く不明のため、方法の明示すべきであるため、記述追加の計画(案)作成・再意見の募集をすべきである。</p> | <p>いただいたご意見は、具体的な施策検討の際に参考とさせていただきます。</p>  |

| No. | 項目   | 意見の概要  | 意見に対する市の考え方  |
|-----|--|--|--|
| 20  | 第4章<br>第1節<br>道路交通の安全<br>6 救助・救急活動の充実<br>7 被害者支援の充実と推進 | 「6 救助・救急活動の充実」<br>「7 被害者支援の充実と推進」<br>当計画(案)の枠を超えて適用すべき案件であり、別途行政計画を策定すべきである。   | 本計画は県の交通安全計画に基づき作成しております。<br>いただいたご意見は今後の実施計画を作成する際の参考とさせていただきます。  |
| 21  | 第4章<br>第2節<br>踏切道における交通の安全                             | 「第2節 踏切道における交通の安全」全く内容の異なる案件であるため改訂すべきであり、「踏切道における交通の安全」として別施策の作成・意見募集を実施すべきである。   | 頁についてはご指摘のとおり修正しました。施策については、啓発等の広報活動や非常時押しボタンの操作等の緊急措置の周知徹底等の施策の記載があるため、原案のとおりとします。  |
| 22  | 第4章<br>第3節<br>目標指標<br>2 踏切道の交通の安全                      | 「踏切事故はあってはならず、引き続き発生件数ゼロを目指す。」<br>というのであれば、<br>・過去事故(事件)発生箇所<br>・事故(事件)詳細<br>・発生箇所での対策<br>・その他市内踏切状況を明示の上で計画(案)意見募集すべきである。 | 前計画期間中の1件の事故内容については「第3章 現状と課題 1 現状(2)踏切事故の現状と特徴」において、個人の特定がされない範囲で状況を記載しております。<br>また、対策については、記載のとおり踏切道の正しい知識の普及に努めることとしていることから、原案のとおりとします。 |
| 23  | 資料   | 「資料」の提示について、グラフ上に各安全計画目標値を明示すべきであるため、対応実施の別途計画(案)作成・再意見の募集をすべきである。   | 目標値については、次ページに実数値とともに記載していることから、原案のとおりとします。  |

| No. | 項目            | 意見の概要   | 意見に対する市の考え方   |
|-----|---------------|---|---|
| 24  | その他<br>(計画全般) | <p>当「計画(案)」の推進主体・状況検証期間・検証主体や関係市施策計画が全く不明であるため、計画(案)に明示すべきである。</p>  | <p>第5章 計画の推進 1 実施計画の策定において、「市は年度間計画である「周南市交通安全実施計画」を毎年度作成し、対策を総合的・計画的に推進するとともに、事故の発生状況について検証する。」に修正しました。</p> <p>2 効果的・効率的な対策の推進において、市と関係機関・団体等が一体となり、推進主体として実施していくことから、「市と」を追加しました。</p> |
| 25  | その他<br>(計画全般) | <p>当件は「第11次」と、過去からの政策継続案件だが、「第10次」とどう変更修正されたのか不明のため意見提示困難である。変更箇所明示、あるいは新旧比較資料を提示すべきである。</p> <p>前回計画との比較が簡易に出来ない資料での意見募集は行政施策の意見募集として不適切と考える。</p> <p>意見募集/パブリックコメントの際は、継続している施策については、変更箇所明示、あるいは新旧比較可能資料の提示をすべきである。</p> | <p>いただいたご意見は今後の計画策定の参考とさせていただきます。</p>   |
| 26  | その他<br>(計画全般) | <p>当案件は、国・県との調整協力も必要と感じるが、「国・県に対して要望する/物申す」という視点が欠けていると感じる。</p> <p>必要な施策法令については、市行政として国・県・関係機関に直接あるいは所属組織(例(あくまで例):市長会)を通じて要望要請していく旨を明示すべきである。</p>  | <p>いただいたご意見は、具体的施策検討の際に参考とさせていただきます。</p>  |

| No. | 項目            | 意見の概要  | 意見に対する市の考え方   |
|-----|---------------|--|---|
| 27  | その他<br>(計画全般) | <p>当案件は、当市のみでなく周辺自治体/市町村との連携協力無しには成り立たない案件と思うが、その点の記述に乏しい。</p> <p>記述追加等検討すべきである。</p>   | <p>いただいたご意見は、具体的施策検討の際に参考とさせていただきます。</p>  |
| 28  | その他<br>(計画全般) | <p>当案件推進に際しては、市外各自治体(市長村、県、県外)の施策も影響を及ぼすと思われるため、市外各団体との「協力」だけではなく、市外各団体(行政企業その他)の「当市に影響を及ぼす施策」に対して「物申す姿勢」を、当計画(案)に明示すべきである。</p>                                  | <p>いただいたご意見は、具体的施策検討の際に参考とさせていただきます。</p>  |
| 29  | 意見募集          | <p>文中専門用語等散見されるが語句解説が見当たらない。語句説明追加の計画(案)作成・再意見の募集をすべきである。</p> <p>意見募集/パブリックコメントの際は、用語解説/用語説明の作成・掲載を必須とすべきである。</p> <p>また、意見作成のためには本来本文中記載関係法令・計画等施策も確認すべきである。</p> | <p>専門的な用語等、説明が必要と思われる用語については用語説明を追加しました。</p> <p>関係法令・計画等施策についてのご意見は、具体的施策検討の際に参考とさせていただきます。</p> |

| No. | 項目   | 意見の概要   | 意見に対する市の考え方  |
|-----|------|---|--|
| 30  | 意見募集 | <p>募集期間中に他2案件の意見募集も実施されており、個別に指摘しているが、記述不足不備資料提示不備多数見られる。この様な案件の意見募集を、1回のみ1ヶ月の期間と言う設定は短い/不適切と考える。</p> <p>期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見再募集実施をすべきである。</p> <p>市民=主権者からの、期間不足・資料不備不足による期限延長・再実施の要求が実施出来ない場合、「具体的理由」を明示すべきである。</p> | <p>周南市市民参画条例第11条第2項の規定により、パブリックコメントにおける意見の提出（募集）期間は、公表の日から原則として歴月で1箇月となっております。計画（案）についても、その内容及び分量から1箇月が適当と判断いたしました。</p> <p>なお、期間内でパブリックコメントの目的は達成できていると考えるため、再実施はいたしません。</p> |
| 31  | 意見募集 | <p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「市のホームページ＝市行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般市民が広く目にする媒体（新聞等）にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示すべきである（記事の場合は把握している範囲内）。</p>  | <p>市広報11月1日号(17ページ)「パブリックコメント」の実施記事(紙面1/3ページ)等の中で、案件・対象・閲覧期限・閲覧場所・意見提出方法を掲載しました。</p> <p>新聞等への広告掲載はしておりません。</p>   |
| 32  | 意見募集 | <p>意見送付市民数・意見数より、今回のパブリックコメント（意見募集）の広報が十分になされたのか御判断の上明示してほしい。</p> <p>(「意見募集の結果(人数・件数)の明示」ではなく、「広報が十分に実施されたかどうか」(充分・不充分)の判断を明示してほしい。)</p>  | <p>パブリックコメントの周知方法は、市広報及び市ホームページ、本庁舎のロビー、各総合支所情報公開窓口、各支所及び生活安全課等で条例(案)の閲覧を行いました。周南市市民参画条例に基づき、市ホームページ、各総合支所情報公開窓口等の複数の周知方法(条例に定める2以上の方法)により公表しており、適切に実施したものと認識しております。</p>     |

| No. | 項目   | 意見の概要  | 意見に対する市の考え方   |
|-----|------|--|---|
| 33  | 意見募集 | <p>パブリックコメント（意見募集）の際は、施策等（案）の作成過程も明示し、再度意見募集すべき。別の意見募集の際にも意見を出しており、その意見を反映すべき。</p>   | <p>計画（案）の策定過程の明示につきましては、今後検討させていただきます。</p>  |
| 34  | 意見募集 | <p>当件の内容は専門性の高いものとなっていることから、市民からの意見募集の他に、関係者・専門家から、直接、意見を聞き取るべき。</p>   | <p>本計画（案）については、警察署や交通安全協会、安全運転管理者協議会等で構成する「周南市交通安全対策推進協議会 周南市交通安全連絡会議」において、委員の皆様から直接ご意見をお聞きしたうえで制定しております。</p> |
| 35  | 意見募集 | <p>各種計画・施策の「図」「表」には、常時通し番号と出典、データ年度を明示すべきである。</p>  | <p>ご意見を踏まえ、通し番号、出典、データ年度を追加しました。</p>  |
| 36  | 意見募集 | <p>本文・表中年数表記のほとんどが元号のみであり、経過・年次比較が難しい。<br/> 年数表記は西暦元号併記又は西暦表記に統一をしてほしい。<br/> 市行政の施策計画（案）等の年数表記は西暦元号併記か西暦表記に統一すべきであり、資料では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時系列経過案件については年表表記</li> <li>・地域地形関係は地図図示での表記</li> </ul> <p>をパブリックコメント/意見募集の場合は必須とすべきである。</p> | <p>ご意見を踏まえ、元号と西暦を併記いたします。</p>   |